

Arknet通信

皆様、平素は格別なお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

暑い夏が終わったと一息ついた瞬間、もう関東北部の山では例年より23日も早い初冠雪です。秋の紅葉を楽しむような時間的・精神的余裕がなくなってしまいそうです。

さて、今年もあと2ヶ月ほどとなりましたが、年初に立てた『目標』の達成率はいかがですか？静岡事務所では内装を少し変えました。スタッフの働く意欲向上もさることながら、皆様方にも気持ち良くお話ができるように会議室やミーティングブースを設けるなど環境改善に取り組んできました。また、基本的なビジネススタイルを身につけて(見直して)くださいということでビジネスマナー研修も行いました。少し変化したことにお気づきでしょうか？

私たちは、税理士法人アークネットを『情報発信基地』と位置付け、皆様方に有益な情報を適時に提供すること、さらには経営戦略の策定から悩み事相談まで広い範囲でのお手伝いができることを目指しています。まだまだ力の及ばないこともたくさんありますが、スタッフ一同精進してまいりますので今後ともよろしく願いいたします。

税理士法人アークネット
代表社員 野呂伸一郎

2011.10.20 第4号
税理士法人アークネット
静岡市葵区紺屋町11-13



諏訪大社本宮

諏訪大社は長野県の諏訪湖周辺に本宮、前宮、春宮、秋宮と4箇所の境内地をもつ神社です。背後は人が入ることすら拒んでいるようなシンと静まりかえった森。なんとも厳かな心洗われる感じがしました。祈禱は勿論、『商売繁盛』

What's New

【臨時増税 民主党税制調査会案決定】

臨時増税について、政府・民主党案が9月27日発表されました。ここで注目すべきは、国会審議中の平成23年度税制改正の実施(表中**太字**)を前提として議論が進んでいることです。

平成23年度税制改正により、法人税は減税となるものの所得税・相続税が増税となるうえ、消費税の税率UPの議論も控えていることから、今後の税をとりまく環境に注視していきたいところです。

税目	開始時期	期間	内容
法人税	2012.4	3年	実効税率5%の引下げ(中小法人に対する軽減税率の引下げ18%⇒15%)を実施 したうえ、算定された税額に10%を付加
所得税	2013.1	10年	給与所得控除等の見直しを実施 したうえ、算定された税額に4%を付加
個人住民税	2014.6	5年	所得控除等の見直しを実施 したうえ、均等割年間500円の引上げ
たばこ税(国)	2012.10	10年	1本当たり1円を付加
たばこ税(地方)	2012.10	5年	1本当たり1円を付加

注) 法人税減税、所得税増税などの平成23年度税制改正部分については、法案が成立後施行されますので、上記表中の期間とは連動しません。

Tax Information

今回は、会社法に新設された「相続人等に対する株式の売渡請求制度」について説明したいと思います。

➤ 制度の目的

旧会社法（商法）では、株式を譲渡制限株式とした場合でも、相続等による株式の移転は制限できず、会社にとって好ましくない者に株式が分散することを防止することができませんでした。しかし、新会社法では、定款に定めることにより会社が相続等で移転した譲渡制限株式について売渡請求を行うことができるようになり、より円滑な事業承継が可能となりました。

➤ 本制度による請求の対象となる株式

相続人等に対する売渡し請求制度の対象となる株式は、以下の要件を満たす株式であること。

- ① 相続その他の一般承継により取得した株式であること。一般承継とは、売買等による取得である特定承継に對置される概念で、相続・合併・会社分割による取得を指す。
- ② 譲渡制限株式（会社法第2条17号）であること。
- ③ 相続人等に対して株式の売渡しを請求できる旨の定款の定め（会社法174条）があること。
相続が開始した後に、定款変更しても可能。
- ④ 自己株式の取得に対する財源規制を満たしていること。

➤ 請求手続き

請求の対象となる株式に相続が起きたとき、以下の手続きが必要となります。

- ① 相続等があったことを知った日から1年以内に株主総会の特別決議（総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、かつその議決権の2/3以上の賛成）を経て、当該相続人に対して売渡し請求する必要があります。
- ② 売買価格決定については、原則協議によりますが、協議不調のときは、売渡し請求日から20日以内に裁判所に売買価格決定の申立もできます。

➤ その他

- ① 会社は、いつでも売渡し請求を撤回することができます（会社法第176条第3項）。
- ② 売渡し請求を受けた相続人等は、拒否することができない。
- ③ 会社から株式の売渡し請求を受けて譲渡した相続人には、相続財産である非上場株式を発行会社に売却した場合のみなし配当課税停止の特例及び相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の適用があります。

➤ 注意点

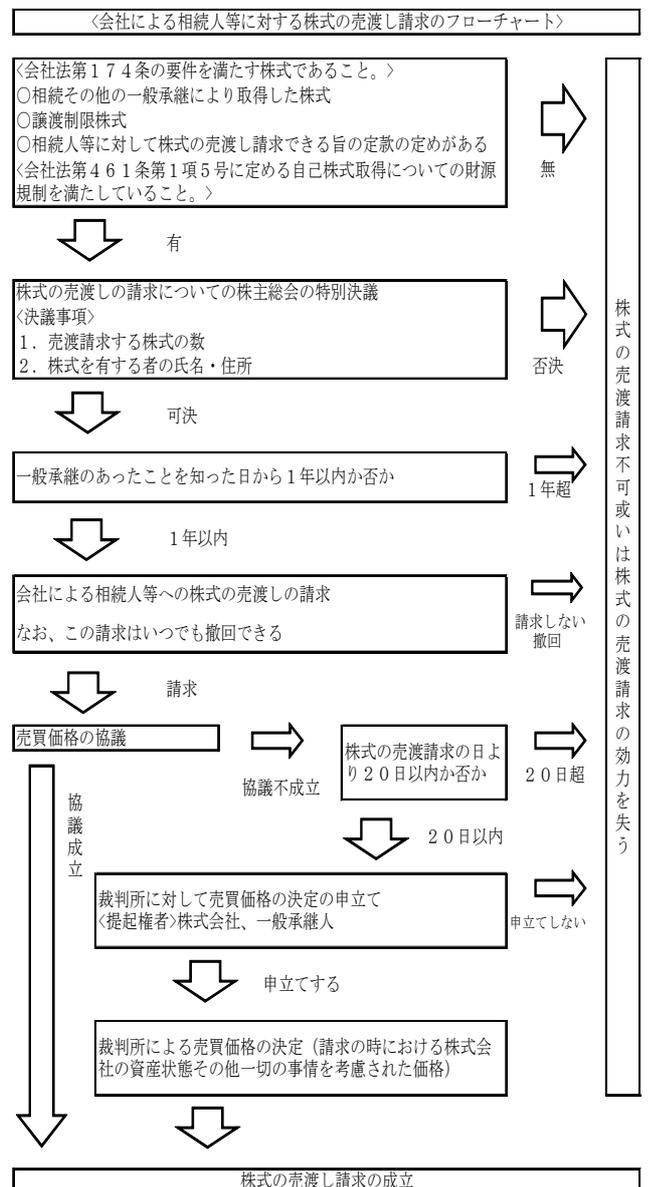
この手法は、会社にとって不都合な者が株主になることを防止することができる意味で、事業承継者の経営権確保に役立ちます。しかし、以下の点に注意しなければなりません。

- ① 売渡し請求の特別決議の際には、当該相続人は議決権を行使できません（会社法第175条第2項）。

従って、オーナーが亡くなった場合に、後継者たる相続人に対しても、他の株主が結託してこの手法が適用されてしまう可能性があります。後継者に相続させる株式については、譲渡制限株式をつけない種類株式を活用した対策などを講じておくことも考えなくてはなりません。

- ② 売買価格について、協議不調のときは、裁判所が価格を決定することになりますから高額化してしまうリスクがある。（会社法第177条第3項）
- ③ 剰余金分配可能額を超える買取はできないため、会社の債務超過や多額の欠損金があるような財政状態では、売渡し請求を実行できない可能性もあります。

➤ フローチャート



コラム [原発]

浜岡が揺れている。揺れていると言っても地震ではない。地震を想定して揺れている。浜岡原発を完全廃炉にすることで、原発が存在する御前崎市の財政が一変する。御前崎市の今年度予算 168 億円中、原発関連の交付金は 71 億円（固定資産税を含む）、実に財政の 42% を原発による交付金等で賄ってきた。だが、その隣の牧之原市や袋井市では数パーセントに過ぎない。自ずから結論は見えてくる。原発が動き続ける不安と停まることの代償を秤にかけろ。そこには日本の国家、国民の安全という視点は見えてこない。

そもそも民主党もいけな。菅前総理が原発を廃止すると宣言したのに、野田新総理は安全性を確認したうえで原発を推進するという。そして閣僚が変わると今度はゼロベースのエネルギー政策を経済産業省で検討するという。原発の問題は、事故発生時の影響が大きいきばかりではなく、日常生活に多大な影響を与えるもので、国家の重大施策の一つと言える。これを総理交替で 180 度異なる方針が出されると、関係者はますます混乱する。原発で潤った市町村と生命の危険と背中合わせの近隣住民。意見が異なって当たり前だが、安全神話が崩れた今、次の災害で『想定外』は通用しない。

今年の夏、原発のない状態で東京電力は輪番停電、工場の操業シフトの要請、一般家庭へ節電を呼びかけ、国民の一人一人が明確な意識をもって節電に取り組んだ結果、大規模停電が起きることもなく静かな、そしてくそ暑い夏を乗り切った。

浜岡原発を擁する中部電力では、この冬も計画停電を実施する可能性があるとして示唆する。穿った見方をすれば、それは原発を止めたくない中部電力の『脅迫』とも受け取れる。その結果、企業はこの冬も電力不足に対応するため節電という施策を考え、生産量を落とすことなく稼働率を調整する。中部電力では操業シフトまでは要求しないと言っているが、操業シフトが実施された企業の社員のなかには平日にゴルフができると喜んでいる方もいる。そういえば今年の夏、光熱費や残業代の支給が減って増益となった会社がある。たぶんあの鉄道会社もその中の一人だと思う。

人々の思考回路や考え方は長い年月をかけて培われる。御前崎市にも 1975 年以來 36 年の長きにわたって交付金が出されてきた。こうした長い年月が経済を復興させ、住民の考え方を築き、生活を変えてきた。日本国民全てが豊富な電力や利便性など何らかの恩恵を受けてきたことに異論はない。しかし、その利便性のもとで犠牲になった人たちがいる。犠牲になる危険と背中合わせの生活をしている人たちがいる。

考え方を変える時代、変えなければ取り残される時代、いや、生き残れない時代になったと痛感する。金儲けの意味、会社の存在意義、価値観、人生そのもの、何が必要で何が不要か、その判断基準ですら揺らいでいる。

文責：野呂伸一郎

少しだけお勉強

今回は**安定性**についての解説をします。

安定性とは、揺るがないこと、多少のことがあっても倒れないことを意味します。すなわち、会社では売り上げが減少した、原材料が高騰した、円高になった、金利が上がったなど、対外的な原因で利益を圧迫するような事態が起きた時に、安定性の指標が高い会社は慌てることなく事態に冷静に対処できます。そのような意味では、安定性は不確実性の高い時代にはもっとも重要視される経営指標であるともいえます。

安定性を測る指標は次の 3 つです。

- ① 自己資本比率
- ② 流動比率
- ③ 固定長期適合率

これ以外にも、当座比率や負債比率という指標もありますが、ここでは代表的な指標の解説をします。

自己資本比率

自己資本比率とは、貸借対照表右側の下の部分(純資産の部)の金額を総資本(総資産)で割った値です。会社は資本金を拠出して始まり、金融機関や個人からお金を借りたり、取引業者への支払いを猶予(買掛金・未払金等)してもらったり債務が発生します。この時、どれだけ資本金があるか、これまで積み上げてきた利益はいくらあるかということを表示しているのが純資産で会社全体の財産のうちのこの部分の比率をいい、会社の基礎体力を表します。

流動比率

流動比率とは、短期間に支払う(返済する)予定のお金と、手元現金や短期間に換金できるお金との比率で **流動資産 ÷ 流動負債** で求められる値です。この比率が高ければ、何らかの事件が勃発し、会社の営業を一時的にでもストップさせなければならない事態が起こった時でも、債権者の方に迷惑をかけずに(倒産せずに)対処できるということで、言わば、腕っぷしのようなものです。先の自己資本比率が基礎体力といえるなら、これは瞬発力のようなものです。

固定長期適合率

固定長期適合率とは、固定資産をどのような資金で調達したかを表す指標で、**固定資産 ÷ (固定負債 + 純資産)** で計算されます。固定資産は転売して利益を生むというのではなく、それを利用することで複数年をかけて利益を生み出していくものです。これを調達するのに短期の資金を投入したら、利益回収前に返済期限が来て資金繰りを圧迫することになります。ひとつひとつの設備投資には借入やリースという選択をしますが、経営を続けていくうちに長期資金の返済分を消費し、短期の借入で賄うといったことを繰り返していくうちにこの数値がどんどん悪くなっていきます。言わば成人病のようなものでしょうか。(以下次号)

お客様企業のご紹介コーナー



今回は、静岡事務所のお客様で、40年以上のお付き合いを頂いている静岡カントリーグループ様をご紹介します。

「静岡カントリーグループとは」

静岡県内を中心にホテル・ゴルフ場の運営、清涼飲料水のOEMメーカー、グループ各社をマネジメントする会社の数社から構成されたグループ企業であります。

「日本平ホテル 2012年の秋、新しく生まれ変わる」

最近のホットな話題として、1964年（昭和39年）日本平観光ホテル（現日本平ホテル）として開業したホテルは、静岡市の「日本平公園整備事業」推進にともない、従来の物を取り壊し、新築することとなりました。

新しいホテルは、環境にも配慮し多くの最新機能を取り入れた国際水準の施設に、従来の伝統である暖かいおもてなしのあるホテルとして2012年秋のオープンを目指しております。是非、ホームページをチェックしてみてください。

URL「<http://www.ndhl.jp>」

「自社のオリジナルミネラルウォーターが製造出来る」

また、清涼飲料水のOEMメーカーである株式会社ニッセイ様が、PBとしてミネラルウォーターの製造販売を手掛けるようになりました。

自社のオリジナルデザインのラベルで製造することも出来ます。是非、こちらの商品も宜しく願い致します。

大自然からの恵み

非加熱ミネラルウォーター

NATURAL MINERAL WATER

NATIO

ナティオ

〈ナティオ〉は南アルプスの自然に育まれたおいしい水。
ソフトな口当たりと、クセのない天然水本来の味をお楽しみください。

1ケース24本〈500ml〉

通常価格 1,920円(税込)

お得なまとめ買いや毎月決まったケース数をお届けする年間契約もできますので、ぜひお試しください。

- 10ケース以上のまとめ買いで1ケースあたり **1,800円(税込)**
- 年間契約(毎月5ケース以上)で1ケースあたり **1,680円(税込)**



●お申し込み・お問い合わせは 株式会社 東興 〒427-0193 静岡県島田市船木503-1 TEL (0547) 38-1255 FAX (0547) 38-0294

〜ぼやき〜

人工衛星がまた落ちてくる。9月のNASAに続き、今度はドイツ。人に当たる確率はNASAのケースでは3,200分の一。ドイツのケースは2,000分の一という。当たったらNASAが補償します…ってそういうことじゃないでしょ？ 1等が当たる確率は約1千万分の一と言われる年末ジャンボに長蛇の列。販売側も『夢』や『億万長者』と煽る。人工衛星の当たる確率は宝くじの5,000倍にもなるのに、平気な顔をして『まあ、心配ない』という。どこまで無責任なのだろうか。現在約3,000機の人工衛星が飛んでいるというが、飛ばした人たちはちゃんと回収してほしいと思う。宇宙ステーションのドッキング技術があるのだから、回収作業だってできるんじゃないの？ ポイ捨て禁止です！

*****プロフィール*****



東京事務所所長

森 孝義 (もり たかよし)

1972年生

東京都板橋区出身

都内銀行勤務を経て公認会計士

2次試験合格。あずさ監査法人、

大和証券グループ傘下の投資会社

(DPI)で各々4年勤務。監査法人

では会計監査や金融サービス関連

業務を提供し、DPIでは経営コン

サルティング機能を活用した投資事業に従事。

これまで一貫して経営管理、金融アドバイス周辺業務での

経験を積み、現在ではこれらを強みに税務業務にスパイス

を加え、お客様へのサービスを提供しております。

税理士法人アークネット

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-7-13 山手ビル3号館8階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

西村会計事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町36-6 西村ビル3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811